

北海道子どもの未来づくり審議会社会的養育推進計画検討部会の設置について

1 部会設置の趣旨

平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の理念が規定され、その理念を具体化した「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。この法改正等を受け、都道府県において、新たに「社会的養育推進計画」を策定することとなったが、計画に盛り込む事項が専門的で多岐に渡ることから、専門家や有識者等から意見を聞く必要がある。このため、都道府県社会的養育推進計画の検討に係る必要な事項の調査・審議を行うことを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会に新たに「社会的養育推進計画検討部会」を設置した。

2 委員の構成

(1) 人数

10名以内

(2) 構成

児童福祉施設の代表者（2名）、事業主の代表者（3名）、学識経験者（2名）、児童福祉関係者（1名）

(3) 任期

2年以内

3 役割

北海道の社会的養育推進計画の検討に係る必要な事項の調査・審議

4 スケジュール

平成30年11月5日	・社会的養育推進計画検討部会の設置
11月7日	・特別委員候補者への推薦依頼
11月中旬	・特別委員候補者への就任依頼
11月下旬	・特別委員任命（部会委員指名）
12月中旬	・第1回会議開催

